

京都市教育長告示第1号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所します。

平成28年6月16日

京都市教育長 在田正秀

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する期間及び変更後の開所時間

開所時間を変更する期間	変更後の開所時間
平成28年8月12日(金), 同月15日(月)から同月17日(水)まで, 同年12月28日(水)及び平成29年1月4日(水)	午前9時から午後5時15分まで

2 情報資料室及び教材開発室(カリキュラム開発支援センター)を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成28年7月23日(土), 同月30日(土), 同年8月6日(土), 同月13日(土)及び同月20日(土)
----------	--

(総合教育センター研修課)